

伐採造林届出制度における「一時転用」の考え方について

令和8年3月13日
林野庁計画課

1. 概要

令和7年の地方分権改革に関する提案募集において、「森林法第10条の8に基づく伐採届における土石採取等の非林業行為による伐採の取扱いの見直し」に関する提案があり、検討の結果、令和7年12月23日に閣議決定された「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」では、当該提案の対応方針として、森林以外の用途への一時的な転用を目的とした伐採造林届出書が提出された場合の造林すべき期間の設定について明確化し、これらを地方公共団体に令和7年度中に周知することとされたところ、次のとおり整理しましたので、市町村への周知をお願いします。

2. 「一時転用」の考え方

土石採取事業等、森林以外の用途への一時的な転用を目的とした伐採（以下「一時転用」という。）に係る伐採造林届制度の運用については、地方公共団体の判断により、地域森林計画対象森林（以下「5条森林」という。）から除外しない運用が広く行われていると認識しています。

このことは、5条森林から除外（転用）してしまうと、森林法の規律から外れるため、一時転用の終了後に、造林の実施による原状回復を一定の強制力を持って担保する事ができなくなるおそれがあるほか、土石採取事業等跡地への造林が完了した際に、再度5条森林へ編入するため地域森林計画を変更する事務負担が都道府県に生じるなど、弊害が大きいことから、当該運用は合理的かつ適切であると考えています。

3. 「造林すべき期間」の考え方

伐採造林届出書に記載する「造林すべき期間」は、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について」（昭和49年10月31日付け49林野計第479号林野庁長官通知）において、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算することとされているところ、一時転用の場合にあっては、土石採取等事業の終了後に造林を実施することとなるため、適切な起算日の設定が求められます。

このため、市町村が、当該用途に合理性があり、市町村森林整備計画の達成上支障がないと判断する場合には、当該事業が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して造林すべき期間を設定して差し支えありません。

【参考】

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）（抜粋）

4 義務付け・枠付けの見直し等

【農林水産省】

（7）森林法（昭26法249）

（iii）森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書（10条の8第1項）については、土石採取事業等、森林以外の用途への一時的な転用を目的とした伐採であって、市町村が、当該用途に合理性があり、市町村森林整備計画の達成上支障がないと判断する場合には、当該事業が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して造林すべき期間を設定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に文書で周知する。